

新伊勢崎市史特別編 「伊勢崎のハニワ」を販売します

問 図書館課 ☎(25)1098

令和4年度から取り組んでいる新しい市史編さん事業の最初の刊行物として、新伊勢崎市史特別編「伊勢崎のハニワ」を刊行します。市内で出土した埴輪をオールカラーで掲載しています。埴輪の解説に加え、古墳時代の人々の暮らしや文化も紹介しています。冊子は市史編さん室のほか市内の図書館などで販売します。※売り切れ次第終了です



史編さん室、伊勢崎市図書館、あずま図書館、境図書館、赤堀歴史民俗資料館
※郵送で購入を希望する場合は市史編さん室 ☎(25)1098 に問い合わせてください

内

●第1章 東国埴輪の世界
●第2章 伊勢崎の古墳と埴輪
●第3章 伊勢崎の埴輪を探る
●第4章 松村一昭と雷電神社跡古墳の埴輪

●附編 石山埴輪製作遺跡発掘調査速報
¥ 2000円



▲市HP

今後も「新伊勢崎市史」の発行を予定しています
『新伊勢崎市史』は、令和17年度までの10年間で20冊の刊行物を発行する計画です。発行時期が未定の刊行物も6冊予定しています。今後、毎年順次発行していく予定です。

6月は「食育月間」

問 保健センター ☎(27)6290

「食育月間」とは？

「食育月間」は、毎年6月に家庭や学校、地域など社会全体で食育推進に取り組みよう国が定めた強化月間です。食育を実践する機会は皆さんの生活の身近にあります。この機会にできることから始めてみましょう。
●朝食をきちんと食べる
●家族や仲間と一緒に食事をする
●食品を購入する際は原材料や産地、栄養成分表示を確認する

食生活改善推進員(食改推)と楽しく食育について考えてみませんか？

食改推は、健康について正しい知識を広めるため、食生活の改善を中心に健康づくりの普及・啓発活動を行うボランティア団体です。公民館や保健センターでさまざまなテーマで調理講習会を行っています。料理を通じ食育を学んでみませんか。
※公民館の講習会は公民館だよりまたは市HPを確認してください

「バックフッキング講習会」

災害時に役立つポリ袋での調理法と備蓄食品を使ったレシピを紹介いたします。

時 7月2日(木)午前10時開始

場 保健センター(くわまるプラザ)

対 市内に在住の人

定 16人(先着順)

内 麦ごはん、さば缶のトマトカレシ、乾パンティラミスなど

¥ 100円(教材費など)

申 6月9日(火)午後

前10時から専用HPで

申し込んでください



▲専用HP

食育パネル展

「朝食、食べていますか？」をテーマとし、学生に向けて、将来にわたる役立つ食習慣を学べるパネル展を開催します。

時 6月30日(火)までの午前8時30分～午後9時

場 保健センター(くわまるプラザ)

¥ 無料

保健センターのライトアップ

食育月間にちなんで、保健センターを食改推のシンボルカラーであるピンク色にライトアップします。

時 6月30日(火)までの午後6時～9時

文化芸術大会出場者に 奨励金を交付

問 文化観光課 ☎(27)2758

本市の文化振興を目的に、全国規模の文化芸術大会などに出場した人や団体に対して奨励金を交付します。※詳しくは市HPを確認してください

対 市内在住の個人または市内に活動の拠点を有する団体で、次のいずれかに該当するもの

●文化芸術に係る県大会などの予選または基準を通過し、国際大会または全国的な大会に出場したもの

●文化芸術に係る県大会などの予選または基準を通過し、国際的または全国的な展覧会において優秀な成績を取ったもの

交付額
●他市開催 団体5万円、個人1万円

●本市開催 団体2万5000円、個人5000円

申 大会または展覧会終了後1ヵ月以内に、申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添えて文化観光課へ※申請書などは文化観光課にあります。市HPからダウンロードもできます



▲市HP

子育て世帯に手当を支給しています

問 子育て支援課 ☎(27)2750

市は、子育て世帯を対象にしたさまざまな手当を支給しています。詳しくは子育て支援課または各支所市民サービス課にお問い合わせるか、市HPを確認してください。

児童手当

対 高校3年生(18歳)になって最初の3月)までの児童の保護者

月額 児童1人当たり次の額を支給します

●3歳未満の児童 1万5000円

●3歳以上の児童 1万円

※第3子以降は3万円です

※所得制限はありません

児童扶養手当

対 母子・父子家庭の保護者または父母のいない児童の養育者

※対象児童が18歳になって最初の3月まで

月額 児童1人当たり次の額を支給します

●第1子 1万1340円～4万8050円

●第2子以降 5680円～1万1350円



▲市HP

※支給額は保護者または養育者の所得によって異なります
※所得制限があります

特別児童扶養手当

対 心身に障害がある20歳未満の児童の保護者

月額 児童1人当たり次の額を支給します

●1級 5万8450円

●2級 3万8930円

※児童の障害の状態によって等級が異なります

※所得制限があります

交通遺児等福祉手当

対 中学生以下の交通遺児または心身に障害がある20歳未満の児童の保護者

月額 児童1人当たり2000円

自立支援教育訓練給付金事業

雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座を受講した場合に、受講費用の一部を支給します。

対 20歳未満の児童を扶養する母子・父子家庭の保護者

高等職業訓練促進給付金等事業

養成機関において6ヵ月以上の修業をする場合に給付金を支給します

対 20歳未満の児童を扶養する母子・父子家庭の保護者

※所得制限があります

ひとり親家庭等福祉手当

対 母子・父子家庭の保護者、父母のいない児童の養育者

月額 児童1人当たり2000円

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合に、対策講座の受講費用の一部を支給します。

対 20歳未満の児童を扶養する母子・父子家庭の保護者またはその扶養する20歳未満の児童

養育費確保支援事業

養育費に関する公正証書などの作成にかかる費用や民間保証会社と保証契約を締結する費用、裁判外紛争解決手続(ADR)申し立てにかかる費用、養育費強制執行申し立てなどにかかる費用などを支援します。

対 20歳未満の児童を扶養する母子・父子家庭の保護者
※所得制限があります



▲市HP